

○山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成26年10月10日山形県規則第57号

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月県条例第85号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(学級の編制)

**第3条** 条例第4条第1項の学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制するものとする。

(職員)

**第4条** 条例第5条第1項ただし書の規定により専任の助保育教諭又は講師をもって同項の保育教諭等に代える場合は、その助保育教諭又は講師の数は、幼保連携型認定こども園の学級の数の3分の1を超えてはならない。

2 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この項において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する職員をいう。）の数は、次に掲げる数の合計数（園長が専任でない場合は、原則として、当該合計数に1を加えた数）とする。ただし、当該職員の数は、園児が幼保連携型認定こども園を利用する時間内においては、2を下回ってはならない。

(1) 満1歳未満の園児おおむね3人につき1以上

(2) 満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1以上

(3) 満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1以上。ただし、当該園児で編制する学級の数を下回ってはならないものとする。

(4) 満4歳以上の園児おおむね30人につき1以上。ただし、当該園児で編制する学級の数を下回ってはならないものとする。

3 幼保連携型認定こども園は、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 副園長又は教頭

(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) 事務職員

(園舎及び園庭)

**第5条** 条例第6条第1項の園舎（以下「園舎」という。）及び同項の園庭（以下「園庭」という。）は、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。

2 園舎は、原則として、2階建て又は平屋建てとする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

3 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

(2) 満3歳未満の園児の数に応じ、条例第7条第3項の規定により算定した面積

4 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学级以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

ロ  $3.3$ 平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積

(2)  $3.3$ 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児の数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

**第6条** 条例第7条第1項第3号の保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、幼保連携型認定こども園の学級の数を下回ってはならない。

2 条例第7条第1項の乳児室若しくはほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この条において「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第14条において読み替えて準用する山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月県規則第12号。以下「児童福祉施設基準規則」という。)第28条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たす場合にあつては、保育室等を2階に設けることができる。

3 第5条第2項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であつて、第14条において読み替えて準用する児童福祉施設基準規則第28条第2項第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項の規定により、保育室等を3階以上の階に設ける場合においては、当該保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

**第7条** 条例第7条第2項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第14条において読み替えて準用する児童福祉施設基準規則第29条に規定する方法により行う場合

(2) 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20未満の場合

2 前項第1号の場合において、幼保連携型認定こども園は、同号に規定する食事の提供について、同号に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

3 第1項第2号の場合において、幼保連携型認定こども園は、園児に対し、同号に規定する方法により食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。

**第8条** 条例第7条第1項第8号の飲料水用設備は、同号の手洗用設備及び同号の足洗用設備と区別して備えなければならない。

**第9条** 幼保連携型認定こども園は、園舎に次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

(教育及び保育を行う期間及び時間)

**第10条** 幼保連携型認定こども園は、教育及び保育を行う期間及び時間について、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要

とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、原則として、1日につき8時間とすること。

2 前項第3号に規定する教育及び保育の時間は、幼保連携型認定こども園の所在する地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めるものとする。

(履修困難な教科の学習)

**第11条** 幼保連携型認定こども園は、園児の心身の状況により、当該園児が履修することが困難な教科について、当該園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(子育て支援)

**第12条** 幼保連携型認定こども園は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、幼保連携型認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 幼保連携型認定こども園は、前項に規定する事業の実施にあたっては、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

**第13条** 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(児童福祉施設基準規則の準用)

**第14条** 児童福祉施設基準規則第3条(第4項ただし書を除く。)、第7条第2項及び第3項、第28条第2項、第29条(後段を除く。)並びに第33条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第1項	入所している者	保育を必要とする子ども(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第10項に規定する保育を必要とする子どもをいう。)に該当する園児(同法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。)
	条例第10条	山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月県条例第85号。以下「幼保連携型認定こども園基準条例」という。)第7条第4項
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第3条第2項及び第3項	入所している者	園児
第3条第5項	児童の	園児の
第7条第2項	条例第17条	幼保連携型認定こども園基準条例第9条において読み替えて準用する山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第64号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)第17条

第28条第2項	条例第33条第1項第6号	幼保連携型認定こども園基準条例第9条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第33条第1項第6号
	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第28条第2項第1号	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
第28条第2項第2号	施設又は設備	設備
第28条第2項第3号	施設及び設備	設備
第28条第2項第6号	乳幼児	園児
第29条	第3条第1項	山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年10月県規則第57号）第14条において読み替えて準用する第3条第1項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第33条	保育所の長	認定こども園法第14条第1項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育）

附 則

（施行期日）

- この規則は、条例の施行の日から施行する。  
（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）
- この規則の施行の日から起算して5年間は、第4条第2項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（次項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）の職員の数については、なお従前の例によることができる。
- みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第5条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。  
（幼保連携型認定こども園の職員の数に係る特例）
- この規則の施行の日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第4条第2項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。  
（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）
- 改正法の施行の日の前日において現に幼稚園（条例附則第3項に規定する幼稚園をいう。以下この項及び第7項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の場所において当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第5条第4項及び第6条第2項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第4項	<p>（1）次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の</p>	（1）次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積
		<table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積</td> </tr> </table>
学級数	面積	

	<p style="text-align: center;">右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math> 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math> 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math> 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math> 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル
学級数	面積											
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル											
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル											
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル											
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル											
第6条第2項	第14条において読み替えて準用する山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月県規則第12号。以下「児童福祉施設基準規則」という。)第28条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える										

6 改正法の施行の日の前日において現に保育所（適正な運営が確保されていると知事が認めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の場所において当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第5条第3項及び第4項並びに第6条第2項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第3項	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td><math>320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)</math> 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル	(1) 満3歳以上の園児の数に応じ、条例第7条第3項の規定により算定した面積
学級数	面積							
1学級	180平方メートル							
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル							
第5条第4項	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math> 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math> 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル	(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積
学級数	面積							
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル							
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル							
第6条第2項	第14条において読み替えて準用する山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月県規則第12号。以下「児童福祉施設基準規則」という。)第28条第2項第1号、第2号及び第6	山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月県規則第12号。以下「児童福祉施設基準規則」という。)第28条第2項第1号並びに第14条において読み替えて準用する同規則第28						

7 改正法の施行の日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の場所において当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第5条第4項第1号の面積以上のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。